

公 告 第 5 4 0 号

令和 8 年 2 月 1 8 日

公 告 書

報徳同栄健康保険組合

理事長 横 山 優



健康保険法第 4 7 条第 2 号に規定する任意継続被保険者の標準報酬月額

(上限) を次のように定めたので公告する。

1. 標準報酬月額 380,000円
2. 適用年月日 令和8年4月1日

※ 上記の金額は、令和7年9月30日現在における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を基礎としております。

これにより、任意継続被保険者の標準報酬月額は、上記の額若しくは被保険者資格喪失時の標準報酬月額とのいずれか低い額とされます。

以 上